

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法			法令番号	平成 10 年法律第 7 号			
手続名	特定非営利活動法人解散の認定			根拠条項	特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項			
審査基準	<p>未設定（過去に申請実績がない又は稀であるため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （解散事由）</p> <p>第 31 条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 社員総会の決議</p> <p>(2) 定款で定めた解散事由の発生</p> <p>(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(4) 社員の欠亡</p> <p>(5) 合併</p> <p>(6) 破産手続開始の決定</p> <p>(7) 第 43 条の規定による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第 1 項第 3 号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>4 清算人は、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>							
	受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課	標準処理期間	2 月
						標準経由期間	日	